

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、地域職域連携推進事業、精神保健福祉事業、栄養改善事業、難病対策事業、民生委員・児童委員の指導事務、児童・高齢者・母子・障害者福祉事務、配偶者暴力相談事業等を行っている。

地域住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを推進するため、管内3市をはじめ、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、保健・福祉業務を行っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者の調査等、コロナ対策を優先し、各種事業を縮小・中止するなどの対応を行った。

＜地域保健に関すること＞

1 保健師関係指導事業

当所保健師は、地域保健福祉課・健康生活支援課・八日市場地域保健センターに配属され、管内市や関係機関等と連携を図りながら訪問指導や相談事業等の保健師活動を展開している。

(1) 管内概況

管内保健師就業数は、保健所10名、3市50名で計60名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和3年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和元年度	59	9	34	5	11	0
令和2年度	59	8	33	6	11	1
令和3年度	60	10	32	7	9	2
銚子市	16	－	12	2	2	0
旭市	20	－	11	3	4	2
匝瑳市	14	－	9	2	3	0

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、所属内の他職種をはじめ、管内市町村や関係機関と連携を図りながら、広域的及び専門的な各種保健指導業務を実施している。また、効果的な保健活動の展開のため、資質向上と連携強化を目指し、研修会等を開催している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和4年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
				面 接		電 話	メー ル	
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総 数		44	78	57	102	10430	0	933
感 染 症		25	25	5	12	10205	0	878
結 核		11	35	9	45	42	0	26
精 神 障 害		0	0	1	1	0	0	0
長 期 療 養 児		1	1	25	27	61	0	10
難 病		7	17	17	17	113	0	19
生 活 習 慣 病		0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 疾 病		0	0	0	0	0	0	0
妊 産 婦		0	0	0	0	0	0	0
低 出 生 体 重 児		0	0	0	0	0	0	0
（ 未 熟 児 ）		—	—	—	—	—	—	0
乳 幼 児		0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
訪 問 延 世 帯 数		42	64					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和3年 12月6日	発達障害をもつ保護者支援について	講演会及び情報交換	20

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和3年 6月22日	事業実施方針、日月報報告作成、現任教育等、保健師全体で共有・確認しておきたい事項についての話し合いを実施。	11
令和3年 9月27日	・業務研究、現任教育テーマに話し合いを実施。 ・新任期保健師より、担当事業の計画及び進捗状況について報告。	8
令和3年 12月2日	・事例検討会を実施。事前にシートへ事例の概要、家族構成等を記載し、情報の整理や支援策について検討。	10

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
実施なし	印旛・香取・山武・海匠健康福祉センターの保健師の資質向上を目的に、各保健所が輪番に企画し研修会を開催している。令和3年度は山武健康福祉センターが当番だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止となった。	—

エ その他

表1-(3)-エ その他

開催年月日	主な内容	参加人員
令和3年 11月30日	【管内市統括保健師連絡会】現任教育の現状と課題、災害対応についての情報共有のため、管内の統括的役割を担う保健師による連絡会を各市の統括的役割を担う保健師との連絡会を開催した。	11
令和3年 12月27日	【新任期保健師研修会】香取・山武・海匠健康福祉センター管内の保健経験年数別師研修会を実施した。令和3年度は香取健康福祉センターが主催となり、「個別支援ケースに対する事例検討の実践について」と題したグループワークや、情報交換会を行った。	23

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
実施なし	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止となった。	—

2 母子保健事業

管内の母子保健事業の推進と適切かつ効率的なサービス提供のため、母子保健推進協議会。母子保健従事者研修会を各市や関係機関等と連携しながら実施している。

虐待・特定妊婦については、要保護児童対策協議会実務者会議への参加等を通じ、各市・関係機関とともに母子保健事業の推進を図っている。

また、管内の長期療養児や特定不妊治療を受けた者等に対し、相談・医療給付等の支援を行っている。

(1) 母子保健推進協議会

広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するための体制を整備するために、母子保健・医療・福祉に関する関係機関及び団体並びに関係行政機関の職員、住民代表等を構成員に開催している。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主 な 協 議 内 容
実施なし	—	—

(2) 母子保健従事者研修会

地域の母子保健の実状に合わせた研修会を開催している。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
母子保健従事者研修会	令和3年12月～令和4年3月 (DVD視聴による)	関係機関:15機関 延べ参加者数:22名	テーマ 「医療機関からみた児童虐待の現状～コロナ禍で児童虐待リスクのある親子を減らすために地域全体で取り組むべきこと～」 講師 総合病院国保旭中央病院 小児科部長 仙田 昌義 氏

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

産後ケア事業等にかかわる関係機関と各市町の連携体制の構築や情報共有を図ること等により、各市町村が母子保健事業を実施するための体制整備を推進することを目的とした会議。香取・山武健康福祉センターと合同開催している旭中央病院との母子保健連絡会議を活用して開催している。

表 2－（3）母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開 催 年 月 日	参加者数・職種	主 な 協 議 内 容
令和 3 年 6 月	医師・看護師・助産師等、香取・海匠・山武管内保健師	令和 3 年度は、山武健康福祉センターが事務局となり、新型コロナウイルス感染症対応の状況を鑑み、各市・病院の担当窓口連絡先の確認を書面にて実施した。

（4）人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により管内の医師から届出がなされたものであり、届出数には管外に住所がある者も含まれる。近年の届け出総数は減少傾向である。

表 2－（4）人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区 分 妊 娠 週 数	令和元 年度	令和 2 年度	令 和 3 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24	25 歳 ～ 29	30 歳 ～ 34	35 歳 ～ 39	40 歳 ～ 44	45 歳 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	144	102	77	3	17	16	17	16	8	0	0	0
満 7 週以前	96	62	62	3	12	14	12	14	7	0	0	0
満 8 週～満 11 週	36	26	7	0	2	2	2	1	0	0	0	0
満 12 週～満 15 週	5	8	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0
満 16 週～満 19 週	3	4	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0
満 20 週～満 21 週	4	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）実施者を対象に、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成17年1月から行っている。

表 2－（5）特定不妊治療費助成実施状況

（単位：件）

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和元年度	81	118	19	56	r1 (0)	42
令和2年度	62	94	13	42	r0 (1)	39
令和3年度	96	155	24	77	0 (2)	54
銚子市	19	31	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 （ ）内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
旭市	57	95				
匝瑳市	20	29				

(6) 不妊・不育相談事業

不妊講演会

表 2－（6）不妊講演会実施状況

開 催 年 月 日	内 容	対 象	参加者数
実施なし	—	—	—

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（令和4年3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総 数	116	122	105	27	53	25
1 悪 性 新 生 物	19	20	19	6	8	5
2 慢 性 腎 疾 患	7	7	5	2	1	2
3 慢性呼吸器疾患	5	5	7	1	4	2
4 慢 性 心 疾 患	19	19	15	5	6	4
5 内 分 泌 疾 患	24	27	22	4	13	5
6 膠 原 病	2	2	1	1	0	0
07 糖 尿 病	3	3	1	0	0	1
8 先天性代謝異常	4	5	4	0	2	2
9 血 液 疾 患	2	3	3	0	3	0
10 免 疫 疾 患	0	1	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	13	13	14	4	7	3
12 慢性消化器疾患	13	13	10	3	7	0
13 染色体又は遺伝 子に変化を伴う 症候群	2	1	2	0	1	1
14 皮 膚 疾 患	0	0	0	0	0	0
*15 骨 系 統 疾 患	3	3	2	1	1	0
*16 脈 管 系 疾 患	0	0	0	0	0	0

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

平成29年4月から、小児慢性特定疾患児童等自立支援事業実施要綱に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族、その他関係者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的に実施している。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
チラシによる 情報提供	令和4年3月	令和4年更新申請対象者95名	令和2年度に配布した新型コロナウイルスの影響に関するアンケートをもとにチラシを作成し、令和4年度の更新申請対象者に配布した。

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容 （単位：人）

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数 （ 延 ）	0	0	0
家 庭 看 護 指 導	0	0	0
食 事 ・ 栄 養 指 導	0	0	0
歯 科 保 健 指 導	0	0	0
福 祉 制 度 の 紹 介	0	0	0
精 神 的 支 援	0	0	0
学 校 と の 連 絡	0	0	0
家 族 会 等 の 紹 介	0	0	0
そ の 他	0	0	0

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別） （単位：件）

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	5	0	1
18トリソミー	1	－	－
成長ホルモン分泌不全性低身長症	－	－	－
骨形成不全症	1	－	－
気道狭窄	－	－	－
慢性呼吸器疾患	－	－	－
21トリソミー	－	－	－
慢性腎不全	1	－	－
點頭てんかん	1	－	1
総動脈幹遺残症	1	－	－

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数 (延)	r107	r 8	27
申 請 等	r23	2	27
医 療	-	0	0
家 庭 看 護	75	6	0
福 祉 制 度	9	0	0
就 労	-	0	0
就 学	-	0	0
食 事 ・ 栄 養	-	0	0
歯 科	-	0	0
そ の 他	-	0	0

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—

(9) 療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第20条）は、長期の療養を必要とする18歳未満の結核治療のために入院を要する児童に対しての医療給付及び学用品や日用品の支給を行うものである。令和3年度は該当がなかった。

(10) 思春期保健相談事業

児童生徒の健全育成を図るため、学校保健や地域保健との連携及び思春期世代とその関係者への心身に関する正しい知識の普及を行う。令和3年度は開催しなかった。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
実施なし	—	—	—

表2-(10)-ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催 回数	相談 件数	対象者	内 容
実施なし	—	—	—	—

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立・施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、国から一時金が支給されることとなった。この制度では、都道府県を窓口として申請受付や認定に係る調査等を行うことになっており、健康福祉センターでは、申請に係る案内とその受付を担っている。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（保健所受付分）

区分 年度	請求受付件数	相談件数（延べ）		
		電話等相談	来所相談	計
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(12) その他会議や連絡会等

地域の実情に応じて担当者会議等を開催するが、令和3年度は開催しなかった。

3 成人・老人保健事業

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と早期発見、壮年期からの健康保持増進を図るため、市が実施主体となって各種保険事業を実施している。保健所は地域特性を踏まえて市町村が健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、情報提供や助言等の支援を行っている。

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 7 施設・訪問看護ステーション 12 施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

(2) がん検診推進員育成講習会

各市の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。香取保健所と輪番で実施している。

表 3－(2) がん検診推進員育成講習会

開 催 年 月 日	参 加 者 数	内 容
実施なし	—	新型コロナウイルス感染症への対応から開催しなかった。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

平成 24 年度までは「性差を考慮した健康支援事業」として、女性が自己管理できるよう健康相談や健康教育を行い、女性の健康づくりを総合的に支援することを目的としていたが、平成 25 年度からは「一人ひとりに応じた健康支援事業」として、生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援することを目的としている。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話にて相談指導を行う。また、必要時、適切な相談機関や医療機関等へ紹介する。

表 4－(1) 健康相談実施状況（電話）

(単位：件)

区分 年度	男	女	総 数
令和元年度	0	20	20
令和 2 年度	0	2	2
令和 3 年度	1	0	1

5 総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、環状機関との連携のもと、事業を推進している。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸及びメンタルヘルス対策の推進を図ることを目的に各種保健事業の共同実施等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進する。

表6－(1) 海匝地域・職域連携推進協議会開催状況

開 催 年 月 日	参 加 数	主 な 内 容
令和4年3月(書面開催)	19	報告事項 令和3年度海匝地域・職域連携推進協議会アクションプラン実績報告 ・生活習慣病予防のための食生活改善の推進 ・地域と職域のうつ、ストレス対策の啓発強化 協議事項 ・海匝地域・職域連携推進協議会運営要綱の期限更新について ・次年度計画について

表6－（2）海匠地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年11月29日	11人	[生活習慣病予防対策] ・生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るための取り組みとして、中食・外食向けの啓発をするために、関係機関に訪問等、情報収集をした。その結果「やさ・しー・い（野菜たっぷり塩はマイナス1g）食の応援店」認定事業を開始することとし、野菜摂取量の増加、減塩の推進について啓発・普及するための作業を行った。
令和3年12月7日	13人	[メンタルヘルス対策] ・職域におけるうつ・ストレス対策の啓発強化として、職場のメンタルヘルスに関する情報発信と相談先の周知の方法について検討を行った。結果、その手段として、広報誌「こころく健康通信！海匠」を作成し、働く人のメンタルヘルスに関する啓発を行った。

表6－（3）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
各機関と連携した啓発活動等	
令和3年4月	(1) 銚子商工会議所 こころく健康通信海匠！（第5号）の配布 1,600部
令和3年10月	(2) 食生活改善協議会 やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の配布 9部
令和3年12月	(3) メンタルヘルスに関する講話 （新型コロナウイルス感染症感染防止のためYouTube 千葉県公式セミナーチャンネルを通じて配信、計335回視聴） こころく健康通信海匠！（第5号）の配布 300部
令和4年3月	(4) 銚子商工会議所 こころく健康通信海匠！（第6号） やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の配布 各1,600部
令和4年3月	(5) 関係機関 こころく健康通信海匠！（第6号）の配付 510部
令和4年3月	(6) 小児慢性特定疾病患者、家族 こころく健康通信海匠！（第6号）の配布 100部
通年	・リーフレット配付による啓発（やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の作成）（こころく健康通信海匠！の作成） ・保健所（健康福祉センター）だよりによるやさ・しー・い食の応援店概要と認定店舗紹介及び啓発メンタルヘルスに関する啓発 ・海匠保健所ホームページへの掲載 ・やさ・しー・い食の応援店ポスターの掲示（関係機関・既認定店舗）

7 栄養改善事業

海匝地域は、脳血管疾患による死亡が上位に位置しており、また、国保特定健診の結果から、肥満や糖尿病のハイリスク者が多いことから、生活習慣病予防対策として、地域住民を対象に栄養指導及び健康教育を実施し食生活改善の普及啓発を行った。

また、特定給食施設指導については、健康増進法に基づく栄養管理が実施されるよう、個別巡回指導及び研修会により指導支援を実施した。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の健康増進のため、電話等による個別指導の実施及び食生活改善推進員等の栄養関係団体の育成支援により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	2	1	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
	(再掲)医療機関等へ委託															
	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア 病態別個別指導

表 7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位: 人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾 患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	1	-	1	-	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
実施なし	-	-	-	-

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地域における健康づくり研修会	令和 3 年 10 月 18 日	食生活改善 推進員	9	講話: 「生活習慣病と減塩」 講師: 海浜保健所栄養指導員

エ 国民 (県民) 健康・栄養調査

表 7- (1) -エ 国民 (県民) 健康・栄養調査状況

調査名	調査地区 (対象)	調査年月日・調査内容等
実施なし	-	新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から実施しない旨、厚生労働省より通知があったため。

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7－（１）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談 食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－
食品表示基準に ついて （保健事項）	栄養成分	40	43	9	1,688	食品衛生講習 会
	特定保健用食品	－	－	－	－	－
	栄養機能食品	－	－	－	－	－
	機能性表示食品	－	－	－	－	－
	その他※	－	－	－	－	－
健康増進法第 6 5 条第 1 項（虚偽誇大広告）		3	3	－	－	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－	－	－	－
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		－（－）		－（－）	－（－）	－
食品表示基準に ついて （保健事項）	栄養成分	－		－	－	－
	特定保健用食品	－		－	－	－
	栄養機能食品	－		－	－	－
	機能性表示食品	－		－	－	－
	その他※	－		－	－	－
健康増進法第 6 5 条第 1 項（虚偽誇大広告）		－		－	－	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－		－	－	－

（ ）内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表 7－（１）－オ－（イ）食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	1（－）	6（－）
	機能性表示食品	－	－
	その他	－	－
健康増進法第 6 5 条第 1 項（虚偽誇大広告）		2	5
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む （ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7－（１）－オ－（ウ）特別用途食品に対する検査・指導件数 （単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
－（－）	－（－）	－（－）

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7－（１）－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
－	－	－	－	－

(2) 給食施設指導

管内給食施設 114 施設に対し、適切な栄養管理の実施を図るため、個別巡回指導を実施し、助言・指導を行った。

また、給食施設管理者及び従事者の資質向上と給食運営の充実を図るため、栄養管理・衛生管理に関する研修会を開催した。

給食施設状況

表 7－(2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理 師の いな い施 設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
114	27	37	22	33	26	30	33	35	1	7	82	221	32	110	71

ア 給食施設指導状況

表 7－(2)－ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1 回 300 食 以上 又は 1 日 750 食 以上	1 回 100 食 以上 又は 1 日 250 食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	99	6	47	46
		その他指導施設数	144	16	75	53
	喫食者への栄養・運動指導延人員		－	－	－	－
集団指導	給食管理指導	回 数	2	2		
		延 施 設 数	129	9	61	59
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	－	－	－	－
		延 人 員	－	－	－	－

イ 給食施設個別巡回指導

表7－（2）－イ 給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合 計		115	99	27	23	22	13	30	29	36	34
指定 施設 ①	計	1				1					
	学校										
	病院	1				1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊	1									
	一般給食センター										
	その他										
300食 /回、 750食 /日以上 (指 定 施設① を除く) ②	計	7	5	3	3	2	2	1		1	
	学校	4	4	3	3	1	1				
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	1	1			1	1				
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所	2						1		1	
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
100食 /回、 250食 /日以上 (① 、② を除く)	計	58	49	17	15	16	9	7	7	18	18
	学校	5	5	1	1			2	2	2	2
	病院	9		2		7					
	介護老人保健施設	7	7	3	3	3	3			1	1
	介護医療院										
	老人福祉施設	8	8	4	4	4	4				
	児童福祉施設	21	21	4	4	2	2	2	2	13	13
	社会福祉施設	4	4	2	2			2	2		
	事業所	4	4	1	1			1	1	2	2
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
その 他の 給食 施設	計	49	45	7	5	3	2	22	22	17	16
	学校	2	2					1	1	1	1
	病院	3		2		1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	12	12	3	3			8	8	1	1
	児童福祉施設	23	23			2	2	9	9	12	12
	社会福祉施設	6	6	2	2			4	4		
	事業所	1	1							1	1
	寄宿舍										
	矯正施設	1	1							1	1
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1								1	

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導 （単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届 出 数	2	2	52
指 導 数	2	1	12

エ 給食施設集団指導

表 7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
給食施設衛生 講習会	令和 3 年 5 月	給食施設 管理者 及び 従事者	—	郵送による情報提供 (配布資料) 内容：「食品衛生法改正とノロウィ ルス食中毒対策」スライド資料の送 付 情報提供：リーフレット「これなら できるシリーズ 塩分を減らそ う！」の送付
給食施設栄養管理 研修会	令和 3 年 12 月 9 日	給食施設（幼 稚園、保育所 等の学校及 び児童福祉 施設等）の管 理栄養士及 び栄養士等 給食従事者	16	講演：「乳幼児を対象とする施設に おける体格評価とその指導」 講師：和洋女子大学家政学部健康栄 養学科 教授 (Zoom により実施)

(3) 健康ちば協力店推進事業

表 7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和 3 年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数※	
—	—	36	45 (内取消 45)

※ 令和 2 年度の登録要件改正により、令和 3 年 9 月 30 日をもって自動的に登録終了となった件数を含む。

表 7－（３）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導		－		－	－		44
集団指導	9	1,688	－	－	－	－	－
合 計		1,688		－	－		44

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表 7－（４）栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
海匝保健所管内食生活改善協議会	423 加入組織 3	研修会・総会・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営についての助言及び支援	69
海匝保健所管内栄養士会	107	研修会・総会・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営についての助言及び支援	239
銚子市調理師会	205	－	－	－
旭市調理師会	－			
千葉県調理師会匝瑳支部	1			

(5) 市町村への技術・助言支援等

表 7－（５）－ア 市町村への技術支援、助言

「14 市町村支援」に掲載

表 7－（５）－イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
海匝保健所管内行政栄養士研究会	2	19	テーマ「地域の現状・課題の把握と検討」 平成 27 年度に行った地域分析と直近の保健統計データを比較し、地域の課題抽出を行った。

(6) 調理師試験及び免許関係

表7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和元年度	47	30	63.8	25	15	15
令和2年度	32	17	53.1	38	10	12
令和3年度	28	16	57.1	28	9	19

(7) その他 (各保健所の独自事業)

表7－(7) 独自事業概要

事業名	事業概要	回数	参加人員
学生実習	講義「保健所栄養業務について」	2	延べ2

8 歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について実施する。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	—	—	—	—

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

管内の精神科病院は4か所である。医療保護入院届件数、医療保護入院定期病状報告件数が減少傾向である。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護入院届(家族等の同意)	応急入院届	医療保護入院者の退院届	措置症状消退届	措置入院定期病状報告書	医療保護入院定期病状報告	その他
令和元年度	209	2	211	3	0	144	1
令和2年度	180	1	178	5	0	146	1
令和3年度	145	1	159	4	1	122	0

※ その他は、転院許可申請件数、仮退院申請件数、再入院届件数の合計

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第22条から第26条に基づいた申請・通報・届出等を受理し、措置診察の必要性を判断する為の事前調査を保健所で行っている。必要に応じ、同法27条及び第29条の2の規定に基づいて、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第29条の2の2にて移送を行っている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請・通報等の別 処 理	申請・ 通報 届出 件数	診療の 必要が ないと 認めた 者	法第27条の診察を 受けた者			法第29条の2の診察を 受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第29 条の2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和元年度	16	12	4	0	0	0	0	0	0	0	2
令和2年度	9	5	4	0	0	1	0	0	0	0	1
令和3年度	15	7	7	0	0	3	0	1	0	0	1
法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官からの通報	6	0	5	0	0	2	0	1	0	0	1
法第24条 検察官からの通報	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長からの通報	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 申請・通報に基づかない診察	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－（２）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病 名 年 度 結 果		総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他					
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他												
																	F0		F1		
																	F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15	
		F2	F3						F4	F6	F7	G40									
令和元年度		4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
令和2年度		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
令和3年度		7	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0					
診察 実施	要 措 置	7	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0					
	不要措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

※1 緊急措置診察を実施した結果、緊急措置不要となった者 1名

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（２）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和元年度	4	4	0	0	0
令和2年度	5	5	0	0	0
令和3年度	5	5	0	0	0

表9－（２）－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延 回 数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	8	6	2	0	0	1	6	1	0	15
電話	13	11	2	0	2	2	8	1	0	108

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、精神保健福祉法第20条の規定による入院が行われる状態でないと、指定医による診察で判断された者を医療保護入院させるために精神科病院に移送することができる。

表9－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

区 分 年 度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

予約制により精神科医師による定例精神保健福祉相談（心の健康相談）を実施するとともに、精神保健福祉相談員や保健師等による相談、訪問、電話、メールにて心の健康に関する相談に対応している。

表9－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
奇数月 第2 水曜日	13：30～15：00	海匠保健所（健康福祉センター）
偶数月 第2 水曜日	14：30～16：00	旭市役所
毎 月 第3 水曜日	13：30～15：00	八日市場地域保健センター

表9－（４）－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和元年度	84	54	30	0	2	22	34	23	3	236
令和2年度	68	29	39	0	4	18	34	12	0	165
令和3年度	67	34	33	0	2	17	34	14	0	168
銚子市	32	14	18	0	2	5	16	9	0	84
旭市	16	8	8	0	0	4	9	3	0	43
匝瑳市	13	7	6	0	0	5	6	2	0	30
管外・不明	6	5	1	0	0	3	3	0	0	11
相 談	42	17	25	0	2	13	17	10	0	106
訪 問	25	17	8	0	0	4	17	4	0	62

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話・メール相談は計上していない。

表9－（４）－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区 分	計	男性	女性	不明
電 話	1082	605	470	7
メール	8	8	0	0

表9－（４）－エ 相談の種別（延数）（単位：件）

病 名 区分		総 数	精神障害に 関する相談				中毒性精神障害 に関する相談			ギ ヤ ン ブ ルの 相 談	摂 食 障 害 の 相 談	心 の 健 康 相 談	思 春 期 の 相 談	老 年 期 の 相 談	て ん か ん	そ の 他 の 相 談
			関 診 事 務 に 関 する 事 務	社 会 復 帰 等	生 活 支 援	そ の 他 の 相 談	ア ル コ ール	覚 醒 剤	そ の 他 の 中 毒							
令和元年度		236	75	34	43	11	9	0	2	0	2	16	5	37	0	2
令和2年度		165	83	34	12	8	14	0	2	0	0	3	5	4	0	0
令和3年度		168	80	13	14	15	1	0	0	0	0	13	4	24	0	4
相 談	計	106	44	5	12	11	0	0	0	0	0	12	4	14	0	4
	男	44	20	3	3	6	0	0	0	0	0	6	0	4	0	2
	女	62	24	2	9	5	0	0	0	0	0	6	4	10	0	2
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪 問	計	62	36	8	2	4	1	0	0	0	0	1	0	10	0	0
	男	38	27	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	女	24	9	3	2	2	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－（４）－オ 援助の内容（延数）（単位：件）

種別 年度	総 数	医 学 的 指 導	受 療 援 助	生 活 支 援 指 導	社 会 復 帰 援 助	紹 介 ・ 連 絡	関 係 機 関 調 整 方 針 協 議	そ の 他
令和元年度	246	22	10	37	9	27	114	27
令和2年度	239	22	23	14	26	47	100	7
令和3年度	281	28	33	25	3	65	111	16

(注) 援助内容は重複あり

表9－（４）－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数（単位：件）

	支援計画対象者			
		本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
合 計	2	2	0	0
銚子市	1	1	0	0
旭市	1	1	0	0
匝瑳市	0	0	0	0

(5) 地域精神保健福祉関係

平成 30 年度より、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指すことを目的に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業が委託事業として実施されている。海浜圏域地域包括ケアシステム構築推進会議構成機関として委託事業所と連携し、地域の現状と課題について協議し事業を展開している。

また、管内の家族会・当事者グループ等を対象に会への参加を通じて自助組織育成を行っている。

表 9－(5)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議(代表者会議) (ZOOM)	2 月 28 日	16 名	医療機関、福祉施設、行政等関係 機関及び当事者
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議(実務者会議) (ZOOM)	5 月 10 日	15 名	〃
〃	7 月 12 日	17 名	〃
〃	9 月 13 日	15 名	〃
〃	11 月 8 日	15 名	〃
〃	1 月 17 日	13 名	〃
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業第一回オンライン 研修(ZOOM)	10 月 4 日	26 名	〃
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業第二回オンライン 研修(ZOOM)	3 月 7 日	23 名	〃

表 9－(5)－イ 組織育成 (単位：件)

種 別 区 分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	1	0	0	1

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失者又は心神衰弱で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度で、保護観察所が実施主体である。円滑な社会復帰を促進するため、会議への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表 9－(6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	2	0	0

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Program Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

治 療 年度・市町村	核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和元年度	52	－	35
令和2年度	61	－	28
令和3年度	54	－	21
銚子市	29	－	11
旭市	14	－	5
匝瑳市	11	－	5

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

治 療 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和元年度	－	－	－
令和2年度	－	－	－
令和3年度	1	－	－
銚子市	－	－	－
旭市	－	－	－
匝瑳市	1	－	－

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況

(単位：件)

年 度・市町村別 疾 患 名 下段：重症(内数)	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	銚 子 市	旭 市	匝 瑳 市
総 数	0	0	0	0	0	0
5 スモン	0	0	0	0	0	0
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0	0
32 重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0
38 プリオン病	0	0	0	0	0	0

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年 度 ・ 市 別		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑳 市
疾 患 名							
総 数		1, 136	1, 236	1, 190	416	499	275
1	球脊髄性筋萎縮症	1	2	2	-	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	14	14	14	1	7	6
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	-	-
5	進行性核上性麻痺	14	17	15	6	5	4
6	パーキンソン病	128	142	142	53	59	30
7	大脳皮質基底核変性症	3	5	4	2	1	1
11	重症筋無力症	27	28	29	14	7	8
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	19	18	18	9	8	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多 巣性運動ニューロパチー	6	5	5	-	2	3
15	封入体筋炎	-	1	1	-	-	1
16	クロウ・深瀬症候群	-	1	-	-	-	-
17	多系統萎縮症	18	16	13	4	7	2
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症 を除く。)	36	36	33	14	13	6
21	ミトコンドリア病	4	4	4	1	3	-
22	もやもや病	19	20	21	5	12	4
23	プリオン病	1	2	1	1	-	-
28	全身性アミロイドーシス	4	2	4	2	2	-

年 度 ・ 市 別		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑳 市
疾 患 名							
34 神経線維腫症		4	4	4	2	2	－
(-1) うち I 型		3	3	3	1	2	－
(-2) うち II 型		1	1	1	1	－	－
35 天疱瘡		3	4	3	2	－	1
37 膿胞性乾癬（汎発型）		2	2	3	1	2	－
40 高安動脈炎		9	8	9	3	3	3
42 結節性多発動脈炎		5	6	5	2	1	2
43 顕微鏡的多発血管炎		18	25	20	8	5	7
44 多発血管炎性肉芽腫症		9	9	9	5	3	1
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		8	9	12	5	4	3
46 悪性関節リウマチ		11	11	9	4	1	4
48 原発性抗リン脂質抗体症候群		5	6	5	2	3	－
49 全身性エリテマトーデス		80	86	89	31	33	25
50 皮膚筋炎／多発性筋炎		27	31	34	11	15	8
51 全身性強皮症		39	40	41	13	19	9
52 混合性結合組織病		9	10	10	4	3	3
53 シェーグレン症候群		11	11	15	5	7	3
54 成人スチル病		12	14	11	2	6	3
55 再発性多発軟骨炎		1	1	1	－	1	－
56 ベーチェット病		18	20	20	6	9	5
57 特発性拡張型心筋症		33	34	28	3	12	13

疾 患 名	年 度 ・ 市 別					
	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑛 市
58 肥大型心筋症	3	3	5	3	1	1
60 再生不良性貧血	15	14	11	5	5	1
61 自己免疫性溶血性貧血	2	2	4	1	2	1
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	3	2	2	-	-
63 特発性血小板減少性紫斑病	20	22	24	7	11	6
64 血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	2	-	2	-
65 原発性免疫不全症候群	3	3	3	-	3	-
66 I g A 腎症	3	4	3	-	2	1
67 多発性嚢胞腎	7	7	5	3	2	-
68 黄色靱帯骨化症	6	9	5	1	2	2
69 後縦靱帯骨化症	44	52	42	17	10	15
70 広範脊柱管狭窄症	2	3	4	2	-	2
71 特発性大腿骨頭壊死症	19	23	20	9	10	1
72 下垂体性 ADH 分泌異常症	1	1	1	-	1	-
73 下垂体性 TSH 分泌亢進症	-	-	1	-	1	-
74 下垂体性 PRL 分泌亢進症	-	-	1	-	1	-
77 下垂体成長ホルモン分泌亢進症	6	6	7	2	3	2
78 下垂体性前葉機能低下症	19	17	17	8	5	4
81 先天性副腎皮質酵素欠損症	1	2	1	1	-	-
84 サルコイドーシス	20	22	22	10	8	4
85 特発性間質性肺炎	24	34	30	8	15	7

年 度 ・ 市 別		令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	銚子 市	旭 市	匝 瑛 市
疾 患 名							
86	肺動脈性肺高血圧症	13	12	9	3	2	4
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	4	7	2	3	2
90	網膜色素変性症	57	58	52	18	21	13
93	原発性胆汁性肝硬変	8	8	8	5	3	-
95	自己免疫性肝炎	5	5	6	4	2	-
96	クローン病	43	45	45	14	22	9
97	潰瘍性大腸炎	151	166	153	51	71	31
98	好酸球性消化管疾患	2	4	4	1	3	-
117	脊髄空洞症	2	2	3	1	2	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	-	1	-
145	ウェスト症候群	2	2	2	2	-	-
158	結節性硬化症	1	1	2	1	-	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	9	9	2	-	2	-
163	特発性後天性全身性無汗症	1	2	1	-	1	-
177	ジュベール症候群関連疾患	1	1	1	-	-	1
209	完全大血管転位症	1	1	1	-	-	1
210	単心室症	1	1	1	-	1	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	2	2	-	-	2
215	ファロー四徴症	-	-	2	-	2	-
220	急速進行性糸球体腎炎	2	3	2	-	2	-
222	一次性ネフローゼ症候群	3	3	7	2	4	1

年 度 ・ 市 別		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑳 市
疾 患 名							
224	紫斑病性人腎炎	1	1	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	1	2	-	1	1
252	リジン尿性蛋白不耐症	1	1	1	-	1	-
266	家族性地中海熱	2	2	1	-	1	-
271	強直性脊椎炎	5	5	6	1	4	1
281	クリッベル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	1	-	-	1
283	後天性赤芽球癆	3	2	2	2	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	1	1	1	-	1	-
300	IgG4 関連疾患	13	1	1	-	1	-
306	好酸球性副鼻腔炎	13	13	16	8	6	2
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	3	3	-	2	1

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	銚子市	旭市	匝瑳市
令和元年度	6	4	2	-
令和2年度	5	3	2	-
令和3年度	6	4	2	-

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和元年度	2	2	-	-	9	2	5	-
令和2年度	0	0	-	-	-	-	-	-
令和3年度	1	1	-	-	2	1	3	1

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	2	54	8	62
令和2年度	2	37	8	37
令和3年度	2	29	6	29

(イ) 訪問相談員育成事業

令和3年度は実施なし。

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和元年度	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-

ウ 医療相談事業

令和３年度は実施なし。

表１２－（４）－ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
実施なし	-	-	-	-	-

エ 訪問指導事業（訪問相談員によらないもの）

表１２－（４）－エ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾患名	令和元年度	令和２年度	令和３年度
総数（延）	45	13	17
多発性硬化症	-	-	-
全身性エリテマトーデス	1	1	-
筋萎縮性側索硬化症	12	2	2
脊髄小脳変性症	14	3	8
パーキンソン病関連疾患	9	4	6
後縦靱帯骨化症	2	-	-
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	-	-
網膜色素変性症	1	-	-
サルコイドーシス	-	-	-
進行性核上性麻痺	1	-	-
その他の	3	3	1

オ 訪問診療等事業

表１２－（４）－オ 訪問診療等事業実施状況（単位：人）

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和元年度	6	6	同行訪問	-	-	-	6	6	-
令和２年度	4	4	同行訪問	-	-	-	4	6	-
令和３年度	2	6	同行訪問	-	-	-	6	7	-

（注）訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和元年度	令和２年度	令和３年度
相談者数（延）	156	15	16
申請等	78	0	1
医療	2	7	1
家庭看護	62	4	0
福祉制度	2	1	0
就労	2	0	3
就学	0	0	0
食事・栄養	0	0	1
歯科	0	0	0
その他	10	3	10

キ 難病対策地域協議会

令和３年度は実施なし。

表 1 2 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内 容
実施なし	—	—	—	—

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13－(1)－ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	15	1	14	0	0	0
令和2年度	28	1	27	0	0	0
令和3年度	6	0	5	1	0	0

表13－(1)－イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0

1 4 市町村支援

広域的な立場において、各種会議に参加し、各市の保健福祉事業の充実と円滑な推進のため支援を行った。

(1) 市町村への支援状況

表 1 4 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回数	職種	主 な テ ー マ	事業名	回数	職種
銚子市	銚子市介護保険事業等運営協議会（書面開催含む）	3	課	介護保険事業に関する こと			
	銚子市自立支援協議会	1	課	障害者福祉に関する こと			
	銚子市地域包括ケアシステム 推進会議	1	課	地域包括ケアシステムに 関すること			
	高齢者福祉課指定管理者選定 委員会	1	課	高齢者福祉に関する こと			
	地域ケア会議	3	精	連絡・調整に関する こと			
	銚子市学校給食センター運営 委員会 （書面開催）	1	医	学校給食センターの運 営に関する こと			
	学校給食食物アレルギー対応 検討委員会 （書面開催）	1	栄	学校給食食物アレルギー 対応に関する こと			
旭市	要保護児童対策地域協議会 実務者会議	2	保	要保護児童についての 検 討			
	旭市地域自立支援協議会	2	医	障害者福祉に関する こと			
	旭市地域自立支援協議会暮 らし部会	1	精	障害者福祉に関する こと			
	障害者計画策定委員会	3	課	障害者計画策定に関 する こと			
	地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定委員会	2	課	地域福祉計画・地域福祉 活動計画に関する こと			

	要保護対策地域協議会 代表者会議（書面開催）	1	課	協議会及び要保護児童に ついての検討			
	旭市要保護対策地域協議会 実務者会議	2	保	要保護児童についての 検討			
匝瑳市	匝瑳市障害者自立支援協議会	1	次	障害者福祉に関するこ と			
	匝瑳市精神障害にも対応し た地域包括ケアシステム構 築推進会議	1	精	精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム に関すること			
	学校給食センター運営委員会 （書面開催）	2	次	学校給食センターの運営 に関すること			
	要保護対策地域協議会 代表者会議	1	次	要保護児童についての検 討			
	要保護対策地域協議会 実務者会議	1	保	協議会及び要保護児童に ついての検討			

＊職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、
精（精神保健福祉相談員）

<地域福祉に関すること>

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 15 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和4年3月31日現在)

(単位:人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和元年度	398	333	52	385	220	165
令和2年度	398	338	54	392	221	171
令和3年度	398	339	54	393	221	171
銚子市	169	143	23	166	72	94
旭市	142	123	18	141	94	47
匝瑳市	87	73	13	86	56	30

(2) 児童福祉

ア 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 15 - (2) - ア 特別児童扶養手当受給状況 (単位:人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和元年度	300	59	18	85	156	0	0	144	174
令和2年度	278	48	19	83	135	0	0	131	154
令和3年度	261	42	21	72	137	3	0	117	158
銚子市	75	11	4	21	41	2	0	34	45
旭市	123	24	15	34	54	1	0	59	69
匝瑳市	63	7	2	17	42	0	0	24	44

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉向上を図ること

を目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和元年度	0	0	2,172	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	2,358	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	1,872	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0
銚子市	0	0	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	1152	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝状及び記念品の贈呈や、老人福祉施設の入所者に対する給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和元年度	60	9	51
令和2年度	50	2	48
令和3年度	66	12	54
銚子市	26	3	23
旭市	17	5	12
匝瑳市	23	4	19

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 1 5 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和元年度	28	1,325,400
令和2年度	23	1,236,100
令和3年度	20	1,076,300

(5) 障害者福祉

市が障害のある者に対して給付している手当に係る補助や、障害のある人に対する差別に係る相談及び条例周知や啓発活動等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和元年度	159	7,832,575	1	51,900
令和2年度	158	7,949,350	1	51,900
令和3年度	174	8,381,850	1	51,900
銚子市	78	3,728,150	0	0
旭市	61	2,984,250	1	51,900
匝瑳市	35	1,669,450	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表 15 - (5) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和元年度	0	—	0
令和2年度	0	—	0
令和3年度	0	—	0
銚子市	0	—	0
旭市	0	—	0
匝瑳市	0	—	0

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例づくり条例」(平成19年7月施行)に基づき、県内16圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表15-(5)-ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和元年度	11	11	8	3	0	0	0	0	0	0	1	25
令和２年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	24
令和３年度	1	13	1	0	0	5	4	3	0	0	2	81

エ 地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のあるものを地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表15-(5)-エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和元年度	11	13	6	30	16	14
令和2年度	9	11	9	29	17	12
令和3年度	10	10	6	26	16	10
銚子市	2	3	2	7	5	2
旭市	5	5	2	12	5	7
匝瑳市	3	2	2	7	6	1

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上及び関係機関との連携を図ることを目的に、地域相談員等を対象とした研修会を実施している。令和３年度は新型コロナウイルスの影響により書面開催となった。

表 15 - (5) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内 容
令和４年 ３月８日 (書面開催)	30 人	「令和２年度広域専門指導員等活動報告書」 障害を理由とする差別に関するアンケート結果を送付

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)に基づき、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表 15 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位: 件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うち DV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分
令和元年度	42	40	0	40	5	4	0	4	37	36	0	36	0	0	0	0
令和2年度	41	30	0	28	10	10	0	10	30	20	0	18	2	2	0	2
令和3年度	35	34	0	29	10	10	0	9	25	24	0	20	0	0	0	0
区 分 年 度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数	通報								
令和元年度	0		0		11		0	0								
令和2年度	0		0		5		0	0								
令和3年度	1		0		4		0	0								

(7) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付と修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

表 15 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変 更）の交付
令和元年度	3	0	-	0
令和2年度	2	0	-	0
令和3年度	1	0	-	0
銚子市	0	0	-	0
旭市	0	0	-	0
匝瑳市	1	0	-	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じている。

表 15 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	銚子市	旭市	匝瑳市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

(8) 児童手当事務指導監査

各市における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図るため、児童手当事務の指導監査を実施している。

表 1 5 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
銚子市	-	-	1
旭市	1	-	-
匝瑳市	1	-	-

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から業務を開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響により書面開催となった。

表 1 5 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	令和 4 年 1 月 19 日
場 所	書面開催による
内 容	活動白書 2020、中核大会 2021 の資料を送付
構成員・参加者人数	各市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者支援施設等の関係機関

